

## 三重県営スポーツ施設広告掲出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、三重県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条第4項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲出の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(業種又は事業者)

第2条 次の業種又は事業者の広告は掲出しない。なお、広告を掲出中であっても、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融・高利貸ほか貸金業にかかるもの
- (4) たばこにかかるもの
- (5) ギャンブルにかかるもの（日本国内において販売される宝くじにかかるものを除く）
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (7) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (8) 民事再生法又は会社更生法による再生又は再生手続き中のもの
- (9) 各種法令等に違反しているもの
- (10) 県の指名停止措置を受けているもの又は県の指名停止要綱に該当する行為を行ったもの又は不利益処分（違法又は不適法な行為によるものである場合に限る）を受けているもの
- (11) 三重県暴力団排除条例（平成 22 年三重県条例第 48 号）に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するもの
- (12) その他県が適切でないと判断するもの

(掲出基準)

第3条 次の各号に該当する広告は、広告媒体に掲出しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
  - ① 人種、民族、言語、性、職業、心身の障がい、社会的身分による差別など基本的人権の侵害につながる表現又はそのおそれのあるもの
  - ② 法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品、粗悪品その他掲出することが不相当と認められる商品、又はサービスを提供するもの
  - ③ 他の者を誹謗し、中傷し又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの
  - ④ 県の広告事業の円滑な運営に支障を来たすもの又はそのおそれのあるもの
  - ⑤ 政治、経済、文化、社会、その他の諸問題に関する意見や主張等を表明し、表現す

るもの

- ⑥ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
  - ⑦ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの又はそのおそれのあるもの
  - ⑧ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
  - ⑨ 懸賞広告等で、景品類の提供を主目的とせず、個人情報の収集等を目的とするもの
  - ⑩ 広告する商品等とは無関係に裸体姿等によって単に目立たせるもの
  - ⑪ 公共性、社会性の少ない意見広告や掲出することによって自己の売名を図ろうとするもの
  - ⑫ 社会的に不適切なもの
- (2) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ① 性的感情を著しく刺激するもの
  - ② 犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの
  - ③ 粗暴性、残虐性を著しく助長するもの
  - ④ ギャンブル等を肯定するもの
  - ⑤ 青少年の人体・精神・教育等に有害なもの
- (3) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ① 実際よりも、又は競争事業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表現（誇大広告・不当表示）又はそのおそれのあるもの（合理的な根拠を示す資料がない場合は不当表示とみなす。）
  - ② 射幸心をあおる表現又はそのおそれのあるもの
  - ③ 労働基準法等関係法令に違反した人材募集広告
  - ④ 虚偽の内容を表示するもの
  - ⑤ 法令等で認められていない業種・商法・商品であるもの
  - ⑥ 国家資格等に基づかない者が行う療法等であるもの
  - ⑦ 責任の所在が明確でないもの
  - ⑧ その他、消費者に誤認されるおそれのある表示のもの
- 2 広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、県営施設としての品位や信用、調和等を著しく損なう、又は損なうおそれがあるものは掲出ししない。
- (1) 奇抜な色遣いを行ったもの
  - (2) 県民に不快感をあたえるもの、又はそのおそれがあるもの
- (広告表示内容に関する個別の基準)
- 第4条 県は広告ごとに、その具体的な内容を検討のうえ広告掲出の可否を判断するものとし、掲出にあたって広告内容の修正・削除等が必要な場合には、広告取扱事業者等に修

正等を依頼できるものとする。

なお、広告取扱事業者等は、正当な理由がない限り、修正等に応じなければならない。

附則

この基準は、平成26年 2月17日から適用する。